

食物アレルギー疾患のある児童・生徒の主治医の皆様へ

～調布市立学校における「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入のお願い～

調布市立小・中学校では、食物アレルギー疾患のある児童・生徒について事故防止を徹底するため、食物の分量による部分除去は行わず、**完全除去**を行っております。

つきましては下記ご参照いただき、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いします。

1 完全除去の例外等について

- (1) 鶏卵については、「生卵・半熟卵」、「マヨネーズやアイスクリームなど十分には加熱されていない卵加工品」、「加熱調理した卵」の3つに分け、症状に合わせた対応をします。「生卵・半熟卵」や「マヨネーズ・アイスクリームなど十分には加熱されていない卵加工品」が食べられるかどうかを「F. その他の配慮・管理事項」に記載してください。
- (2) 果物については、A. 食物アレルギー病型の口腔アレルギー症候群に○がついていて、一部の加工品（缶詰・レトルトパウチ・市販のジャム）が摂取可能な場合に限り、完全除去の例外とします。
- (3) トマトについては、A. 食物アレルギー病型の口腔アレルギー症候群に○がついていて、一部の加工品（缶詰・ピューレ・ペースト・トマトソース）が摂取可能な場合に限り、完全除去の例外とします。
- (4) C. 原因食物に○が付いている場合においても、以下の食品は極微量のアレルゲンが含有されている程度であり、症状誘発の原因となりにくく、基本的に除去する必要はないとされているため、除去対象としません。しかし除去が必要な場合は「E. 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの」に記載をお願いします。なお、本欄に○がついた場合には給食対応が困難となりますので、慎重に考慮ください。

原因食物	除去する場合にE欄に記載する食品
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳・乳製品	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	醤油・酢・味噌・ <b>麦茶</b>
魚類	かつおだし・いりこだし・魚醤
肉類	エキス
その他（ゴマ）	ゴマ油
その他（大豆）	大豆油・醤油・味噌
トマト	<b>ソース・ケチャップ類</b>
果物	<b>調味料（チャツネ・酢・ソースなど）</b>

※□で囲った食品（麦茶、ソース・ケチャップ類、果物を使用した調味料）については医師会と協議し、教育委員会独自に定めた食品です。除去が必要な場合は「F. その他の配慮・管理事項」に記載をお願いいたします。

2 コンタミネーション（微量混入）について

学校給食は、限られた調理スペース、決められた時間内に大量の調理を、衛生管理に注意しながら行うため、調理工程及び洗浄の際に微量混入の可能性があります。

微量の混入でも重篤な症状がでる場合は、「F. その他の配慮・管理事項」にコンタミネーション（微量混入）について記載をお願いします。

3 学校給食で使用しない食材について

調布市では、学校給食で「そば」・「ピーナッツ」・「一部の種実類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、まつ）」を使用しません。（校外学習で利用する店舗や宿泊先では使用の可能性があります）。

4 大豆が原因食物の場合は、「C.原因食物 11. その他 1」に記載をお願いします。

5 必要に応じ、保護者を通じて、学校から問い合わせや、より詳細な情報等の追記を依頼することもあります。その際にご協力をよろしくお願いいたします。

「C. 原因食物・診断根拠」に○が付いている食物については、**完全除去**とします。

(医師のコメント(例えば25mlまで摂取可能)がある場合や、医師の指導の下、家庭で喫食している場合でも、食物の分量による部分除去は行いません。)

- ・診断根拠として重要なのは①明らかな症状の既往、②食物経口負荷試験陽性です。
- ・③の血液検査陽性**だけ**を根拠に原因食物の除去を指示することは実際には摂取可能なこともあるので適切ではありません。
- ・④未摂取で除去が必要と考えられる場合には記入してください。
- ・甲殻類・木の実類で「すべて」に○がついた場合は学校から問い合わせや、より詳細な情報等の追記を依頼することもあります。その際にご協力をよろしくお願いいたします。

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 \_\_\_\_\_ (男・女) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 ※この学校生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話:  ★連絡医療機関 医療機関名:  電話:  記載日 年 月 日  医師名  医療機関名
アナフィラキシー (あり・なし) / 食物アレルギー (あり・なし)	<b>Ⅲ 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)</b> 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー <b>Ⅳ アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1. 食物(原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他( )	<b>Ⅴ 給食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅵ 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅶ 運動(体育・部活動等)</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅷ 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅷ 原因食物を除去する場合により新しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵: 卵黄カルシウム 牛乳: 乳糖・乳糖分解カルシウム 小麦: 醤油・酢・味噌 大豆: 大豆油・醤油・味噌 小麦: 小麦油 魚類: かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類: エキス	<b>【緊急時連絡先】</b> 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	
	<b>Ⅷ 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ( )内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 ( ) 2. 牛乳・乳製品 ( ) 3. 小麦 ( ) 4. ソバ ( ) 5. ビーナッツ ( ) 6. 甲殻類 ( ) 7. 木の実類 ( ) 8. 薬物類 ( ) 9. 魚類 ( ) 10. 肉類 ( ) 11. その他1 ( ) 12. その他2 ( ) <b>Ⅷ 緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他( )	<b>Ⅷ 症状のコントロール状態</b> 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 <b>Ⅷ-1 長期管理薬(吸入)</b> 薬剤名 投与量/日 1. ステロイド吸入薬 ( ) ( ) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 ( ) ( ) 3. その他 ( ) ( ) <b>Ⅷ-2 長期管理薬(内服)</b> 薬剤名 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 ( ) 2. その他 ( ) <b>Ⅷ-3 長期管理薬(注射)</b> 薬剤名 1. 生物学的製剤 ( ) <b>Ⅷ 発作時の対応</b> 薬剤名 投与量/日 1. ベータ刺激薬吸入 ( ) ( ) 2. ベータ刺激薬内服 ( ) ( )	<b>Ⅷ 運動(体育・部活動等)</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅷ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅷ 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要 <b>Ⅷ その他の配慮・管理事項(自由記述)</b>	<b>【緊急時連絡先】</b> 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名

公財 日本学校保健協会 作成

「F. その他の配慮・管理事項」の記載について(例)

- ①鶏卵の除去が必要な場合  
⇒加熱の程度により摂取可能な範囲を記入。
- ②教育委員会独自に定めた食品(麦茶、ソース・ケチャップ類、果物を使用した調味料)の除去が必要な場合  
⇒「麦茶不可」等と記入。
- ③微量混入でも重篤な症状がでる場合  
⇒「そば微量混入不可」「同一工場・製造ライン使用による食品不可」等と記入。
- ④果物・トマトのアレルギーがある場合  
⇒「生のみ不可」「加熱・加工品は可」「ももは加熱も不可」等、加熱の程度により摂取可能な範囲を記入。

①<<卵がアレルギーで、加熱卵は食べられるがマヨネーズは症状が出る場合>>

病型・治療		学校生活上の留意点
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)	<b>A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載)</b> ① 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	<b>A. 給食</b> 1. 管理不要 ② 管理必要 <b>B. 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要 ② 管理必要
	<b>B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1. 食物 (原因 ) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 ( )	<b>C. 運動 (体育・部活動等)</b> 1. 管理不要 ② 管理必要 <b>D. 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 ② 管理必要
	<b>C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ &gt;内に診断根拠を記載</b> ① 鶏卵 < ① ③ > [診断根拠]該当するものすべてを<>内に記載 2. 牛乳・乳製品 < > ①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 < > ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 4. ソバ < > ( )に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ < > 6. 甲殻類 < > (すべて・エビ・カニ ) 7. 木の実類 < > (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド ) 8. 果物類 < > ( ) 9. 魚類 < > ( ) 10. 肉類 < > ( ) 11. その他1 < > ( ) 12. その他2 < > ( )	<b>E. 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス <b>F. その他の配慮・管理事項 (自由記載)</b> マヨネーズ摂取不可
	加熱卵は除去の必要がなく、マヨネーズを除去する場合。	

②<<口腔アレルギー症候群で果物の除去が必要な場合>>

病型・治療		学校生活上の留意点
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)	<b>A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載)</b> 1. 即時型 ② 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	<b>A. 給食</b> 1. 管理不要 ② 管理必要 <b>B. 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要 ② 管理必要
	<b>B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1. 食物 (原因 ) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 ( )	<b>C. 運動 (体育・部活動等)</b> ① 管理不要 2. 管理必要 <b>D. 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 ② 管理必要
	<b>C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ &gt;内に診断根拠を記載</b> 1. 鶏卵 < > [診断根拠]該当するものすべてを<>内に記載 2. 牛乳・乳製品 < > ①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 < > ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 4. ソバ < > ( )に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ < > 6. 甲殻類 < > (すべて・エビ・カニ ) 7. 木の実類 < > (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド ) ③ 果物類 < ① > (りんご、もも、さくらんぼ ) 9. 魚類 < > ( ) 10. 肉類 < > ( ) ① ① その他1 < ① > ( トマト ) 12. その他2 < > ( )	<b>E. 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス <b>F. その他の配慮・管理事項 (自由記載)</b> 果物、トマトは生のみ不可
	口腔アレルギー症候群で加熱・加工品は食べられる	

③<<原因食物がそばで、同一工場で製造されたうどんも除去が必要な場合>>

病型・治療		学校生活上の留意点
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)	<b>A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載)</b> ① 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	<b>A. 給食</b> 1. 管理不要 ② 管理必要 <b>B. 食物・食材を扱う授業・活動</b> 1. 管理不要 ② 管理必要
	<b>B. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> ① 食物 (原因 そば ) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 5. 医薬品 6. その他 ( )	<b>C. 運動 (体育・部活動等)</b> 1. 管理不要 ② 管理必要 <b>D. 宿泊を伴う校外活動</b> 1. 管理不要 ② 管理必要
	<b>C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ &gt;内に診断根拠を記載</b> 1. 鶏卵 < > [診断根拠]該当するものすべてを<>内に記載 2. 牛乳・乳製品 < > ①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 < > ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 ④ ソバ < ① > ( )に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ < > 6. 甲殻類 < > (すべて・エビ・カニ ) 7. 木の実類 < > (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド ) 8. 果物類 < > ( ) 9. 魚類 < > ( ) 10. 肉類 < > ( ) 11. その他1 < > ( ) 12. その他2 < > ( )	<b>E. 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの</b> ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス <b>F. その他の配慮・管理事項 (自由記載)</b> そばコンタミ不可 同一工場、製造ライン使用による食品不可
	そばは調布市の学校給食では使用しないが、同一工場、製造ライン使用による食品も除去が必要な場合。	